

熊本県看護連盟

ひごつばき

HIGO TSUBAKI

vol. 40

2021.5.25発行

復旧を終えた
熊本城
(2021年5月撮影)

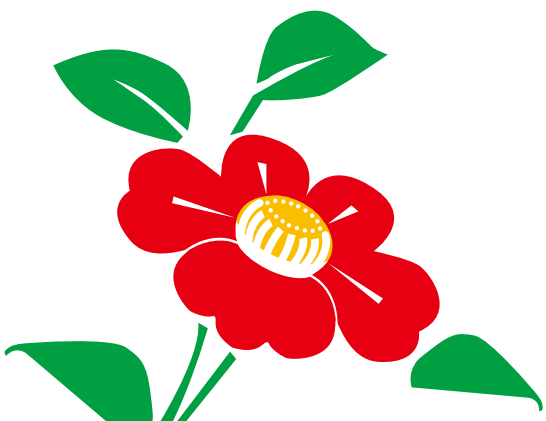


平成28年
熊本地震後

CONTENTS

会長あいさつ(矢野メリ子)・参議院議員あいさつ(たかがい恵美子)	2P
自由民主党「看護職への応援メッセージ」	3P
熊本県選出国会議員からのメッセージ	4~5P
国会議員活動報告	6P
熊本県看護連盟通常総会プログラム・九州ブロック戦略会議	7P
第1号議案 2021年度スローガン(案)	8P
第2号議案 2021年度熊本県看護連盟活動計画(案)	8~9P
第3号議案 2021年度熊本県看護連盟予算(案)	10P
第4号議案 規約一部改正(案)	10~12P
2021年度熊本県看護連盟役員・支部役員研修会・語る会	13~14P
感染拡大防止へのご協力をお願い・広告	15P
入会会員数・編集後記・広告	16P

熊本県看護連盟会員数：6,934名(2021年5月6日現在)



熊本県看護連盟会長あいさつ



熊本県看護連盟
会長

矢野 メリ子

風薫る清々しい季節になりました。会員の皆様方には日頃から看護連盟活動にご支援・ご協力いただき心から感謝申し上げます。

まだまだコロナウイルスとの戦いは続いています。医療現場の緊迫・苦悩を見聞きする度、心が痛み、先の見えない中での戦いに頭の下がる思いであります。本当にありがとうございます。

令和3年度熊本県看護連盟総会を6月26日に予定しております。このコロナ禍の中にあつて、例年のような開催ができないことを残念に思っておりますが、連盟会員同士の絆を強く持ち、現場の声をしっかりと挙げ、国政の場へその声を届けていくための活動を今年も続けてまいります。また、令和3年度も多くの方々にご入会いただいております。引き続きのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

今年は、衆議院議員選挙の年でもあります。会員一人ひとりが行動力を発揮してまいります。

たかがい恵美子参議院議員あいさつ



参議院議員

たかがい恵美子

◎自由民主党
・政務調査会副会長
・新型コロナウイルス感染症
対策本部副本部長
・行政改革推進本部役員

◎参議院
・ASEAN議員交流推進議員連盟
事務局長

梅雨空に感染収束を願う候、皆様にはいのちの最前線で尊い使命を果たしていただき誠にありがとうございます。狡猾なウイルスとの攻防が続く中、洪水被害からの復旧復興にも格別のご尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

熊本県看護連盟の皆様のご支援のもと、国政での活動もお陰様で11年となりました。現在は政務調査会の副会長として厚生労働及び文教科学・スポーツ・文化政策の立案に携わる他、新型コロナ対策本部、規制緩和・行改推進本部でそれぞれ副本部長を務めさせていただいております。また参議院自民党では政策審議会の副会長として、人生100年時代に相応しい政策ビジョンの構築や国内各地における感染制御策、とくに重症化リスクの高い人々へ一刻も早くワクチン接種をお届けする支援策等の推進に注力しております。先の意見聴取においては全国から6051項目のご提案を頂戴し、ひとつひとつ丁寧に対応を進めているところです。

さらに今国会では予算委員会、文教科学委員会、資源エネルギー調査会に属し、1月の補正予算審議ではテレビ中継を通して皆様とお目にかかる機会を得ました。

現政権では40年来止まっていた初等教育の少人数化が実現し、2050カーボンニュートラルの宣言で温室効果ガスの排出削減目標が定まりました。これをもって初出馬以来の公約を概ね達成できましたので、今後は新たな政策ビジョンの錬磨に精励する所存です。

ところで現下のパンデミック収束後に予測される社会経済活動の姿は、これまでと大きく様相が異なると思われます。出生率低迷と労働力減少の加速にも充分対応できる強靱な社会保障制度の構築に向け、政策企画能力を一層強化していかなければならないと考えています。看護基礎教育や臨床実践の場でも、保健医療人材確保の国際戦略やデジタル化に伴う業務効率化などが一気に進む可能性が高いです。こうした激動の時代だからこそ、ヒトの生きる力に寄り添う看護のパワーを存分に発揮して、健康活力社会づくりを牽引する覚悟をもって政務に邁進します。未だ苦難の続く道半ばではありますが、お互いを思いやる心の温もりで、後継の行く先を照らすことができるよう、ともにがんばりましょう。

自民党看護問題対策議員連盟 332名の先生方からの応援メッセージ

～私たちに元気と勇気を届けてくださり大きな励みとなります～

看護職代表

あべ 俊子
選挙区 岡山県第3区

医療の最前線で
奮闘して下さる
看護職のみなさま
ありがとうございます。
看護職を支援
させていただきます。
あべ俊子

高階 恵美子
選挙区 比例代表

希望の灯
ありがとう

石田 昌宏
選挙区 比例代表

寄り添い続けた
看護に感謝。
私達も力を尽します。

木村 弥生
選挙区 京都府第3区

看護の「パワ-」で
日本を明るく
照らしましょう!!
そのために
頑張ります。

自民党看護問題対策議員連盟会員より
看護職へ応援メッセージ

～今、わたしたちの時代～

看護職

Nursing now

熊本県選出議員衆議院

木原 稔
選挙区 熊本県第1区

白衣の天使の
尊い仕事に
感謝しています。

野田 毅
選挙区 熊本県第2区

いっしょに最前線で
頑張っている看護職の
みなさん、ありがとうございます。
私も引き続き、全力で
応援します。

坂本 哲志
選挙区 熊本県第3区

感謝

金子 恭之
選挙区 熊本県第4区

ご自身の悲しみだけでなく
国民の命と安全安心な生活を
守るため
献身的な看護を
ありがとうございます。

衆議院

衆議院

熊本県選出議員参議院

松村 祥史
選挙区 熊本県

感謝

馬場 成志
選挙区 熊本県

患者さんの回復
の為に頑張って
おられる皆様に
心から敬意を表します。



熊本県選出国会議員からのメッセージ

熊本1区



衆議院議員
木原 稔

熊本県看護連盟の皆様には平素よりご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様には医療介護現場の最前線で不安と緊張の中、感染防止に取り組みながら昼夜を問わず使命感を持って業務にあたられ、地域医療を支えて頂いていることに感謝と敬意を表します。

看護職の皆様が存分に役割を発揮できる環境の実現に向け、地域包括ケアシステム構築や看護職の確保・質の向上のための資格管理体制の構築、ナースプラクティショナー制度の構築など、高階恵美子先生や石田昌宏先生をはじめ看護連盟推薦の先生方と協力し尽力して参ります。

内閣総理大臣補佐官として、未曾有の国難を乗り越え、国民の皆様が安心して希望が持てるポストコロナの新しい社会を築いていく所存です。

矢野メリ子会長はじめ看護連盟の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。

熊本2区



衆議院議員
野田 毅

コロナ禍において、医療の最前線での皆様の献身的なご活動に心より感謝申し上げます。

現在、我が国では急速な少子高齢化が進展する中、急性期医療から在宅医療まで、さらに生活者の視点をもって、地域の様々な場において、他職種と協働しながら患者さんや支援の必要な方々を支える看護職の役割は更に重要性を増しています。

また、労働力の不足や医療従事者の働き方改革に対応するため、皆様の処遇改善、看護業務の効率化、医療・福祉サービス改革による生産性の向上に向けた取組も進めていく必要があります。

私としても、今後、国政の場において、政策に皆様のお声をしっかりと反映させて参る所存であります。

結びに、医療現場での皆様の真摯なご対応に深甚なる敬意を表し、貴連盟の更なるご発展をご祈念申し上げます。

熊本3区



衆議院議員
坂本 哲志

熊本県看護連盟におかれましては、日々、国民の健康と福祉の向上に貢献いただき、誠に感謝いたします。特に、昨年から続くコロナ禍の最前線で奮闘されている皆様方に心からの敬意を表します。

現在、私は、一億総活躍、まち・ひと・しごと、孤独・孤立対策を担当するとともに、内閣府特命担当大臣として、少子化対策、地方創生を担当しております。いずれも我が国の重要課題ですが、コロナ禍にあって、国民の健康と命を守ることが政治の基礎であると改めて感じております。

看護職の皆様の日々の御活躍により、医療費を抑制しながら高度な医療が実現できております。連盟の益々の発展を祈念するとともに、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

熊本4区



衆議院議員
金子 恭之

昨年年初から国内に蔓延が始まった新型コロナウイルス感染は、現在も未だ全国的に収束する事なく熊本県内においても県民の命、健康に関して恐怖・不安が続いています。

熊本県看護連盟の皆様におかれましては、国民生活を脅かすこの危機的状況下で、昼夜を分かたず十分に休みもとれない過酷な環境の中、ご自身の感染リスクがあるにもかかわらず、国民の命と安全安心な生活を守るため、献身的な看護をいただき、心より敬意を表し感謝いたします。

国政をあずかる国会議員として、皆様の応援団である自民党看護問題対策議員連盟のメンバーとして、日々医療現場等の最前線で闘っておられる全ての皆様のご尽力に報い応えるためにも、より一層働きやすく活躍できる環境整備に努めて参ります。

熊本



参議院議員
松村 祥史

熊本県看護連盟会長矢野メリ子様はじめ皆様には、地域医療を支える看護の向上・発展にご尽力されるとともに、この度の新型コロナウイルス感染症対策におきましては、感染拡大防止や医療提供体制の確保等にご尽力をいただいております。心から敬意を表する次第です。

さて、我が国がこれから人生100年時代を迎えるにあたっては、疾病予防・早期対応から病気を抱えた後もその生活を支える医療が求められます。患者さんや地域で療養する方々の最も近くにおいて、その方々の状態を把握している看護職の役割は更に重要性を増していきます。

今後、全ての世代が安心できる社会を目指す上で重要な担い手となる看護職員の皆様が、より一層働きやすく、ご活躍できる環境となるよう様々な施策の推進に努めてまいります。

熊本



参議院議員
馬場 成志

看護連盟の皆様には平素より大変お世話になっております。

さて、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延にあたり、医療現場の最前線でご自身の感染リスクの不安を抱えながら看護にあたっていらっしゃる皆様に対し、感謝と敬意を表し、衷心よりご慰労を申し上げます。

ワクチン接種が開始されましたが、1日も早く、ひとりでも多くの方々の予防接種が混乱なくスムーズに進むことを願っております。

また、超高齢社会に突入している我が国が、健康長寿社会を実現するために、看護職の皆様が果たされる役割は今後ますます大きくなると思われれます。

呉々も健康には気を配られ、看護職に対する高い意識と誇りを持って仕事に邁進されますことを心よりお祈り申し上げます。

看護職代表 国会議員の活動をまとめました



衆議院議員
あべ 俊子

- ◎自由民主党
 - ・国会対策副委員長
 - (厚生労働担当、復興担当)
- ◎衆議院
 - ・外務委員長

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止策(4兆3581億円)
 - (1)医療提供体制の確保と医療機関等への支援 (2)検査体制の充実、ワクチン接種、体制等の整備 (3)知見に基づく感染防止対策の徹底 (4)感染症の収束に向けた国際協力
- ②ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現(11兆6766億円)
 - (1)デジタル革命・グリーン社会の実現 (2)経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上 (3)地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実
- ③防災・減災、国土強靱化の推進などの安全・安心の確保(3兆1414億円)
 - (1)防災・減災、国土強靱化の推進 (2)自然災害からの復旧・復興の加速 (3)国民の安全・安心の確保



参議院議員
たかがい 恵美子

- ◎自由民主党
 - ・政務調査会副会長
 - ・新型コロナウイルス感染症対策本部副本部長
 - ・行政改革推進本部役員
- ◎参議院
 - ・ASEAN議員交流推進議員連盟事務局長

1. 40数年ぶりに学級編制標準の引き下げが実現
 - 初等教育の少人数制クラスの推進は国政に挑んだ当初から掲げてきた公約の一つ。
2. ふるさと観光産業を守るために、移動等の安心のためのPCRの自主検査が安価で簡易にできるよう、十分な予算措置を講じていく。
3. 医療福祉系学生へのワクチン接種
 - 実習生にワクチン接種証明を義務付ける施設が増えている。昨年から実施した大胆な実習代替措置の導入に加え、国家資格を有する人材を如何にして守り育てるか政治の責任として、しっかり取り組みを続けていく。



参議院議員
石田まさひろ

- ◎自由民主党
 - ・参議院自民党国会対策委員会副委員長
- ◎参議院
 - ・厚生労働委員会委員長

1. 国会質問
 - コロナウイルス観戦対策について奮闘している医療介護現場の実情を強く訴え、現場に沿った政策運営と処遇改善などの具体的支援を求めた。
2. 通常国会で質問
 - ①「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」に当たり、キャリアの平等と男性の育児休業、育児休業が社会に与えるメリット等について。
 - ②国と地方の行政の役割分担に関する小委員会では省庁が発出する過密となっている事務文書や医療職の資格管理などについて
3. 報告書作成
 - ①共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査報告書
 - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する検討会の報告書
 - ③救急業務の在り方に関する検討会、報告書



衆議院議員
木村やよい

- ・自由民主党副幹事長
- ・厚労委員会委員
- ・総務委員会委員
- ・消費者問題特別委員会委員

1. 子どもへの性虐待・性犯罪防止策に対する緊急提言
 - ・内閣府からも上記の件について強化方針が発表された。
2. 慰労金実現
 - ・新型コロナウイルスと闘う看護師への支援として最大20万円の慰労金を実現
3. 医療的ケア児に対する支援
 - ・看護師が教員免許の有無に関わらず教諭として2021年度から採用できるように議員立法を準備している。
4. 「子ども宅食」の制度化を目指す議員連盟発足
 - ・見守り、虐待早期発見、自立支援につなげていくことを目的としている。

2021年度 熊本県看護連盟通常総会プログラム

日時 2021年6月26日(土) 会場 ホテル熊本テルサ テルサホール

12:30	開場 受付開始		
12:55	オリエンテーション		
13:00	開会 物故会員への黙祷 会長挨拶 日本看護連盟創立60周年記念表彰 感謝状贈呈 来賓あいさつ 議長団選出		
13:35	報告事項	審議事項	
	2020年度 熊本県看護連盟通常総会報告	第1号議案	2021年度スローガン(案)
	2020年度 都道府県会長会報告	第2号議案	2021年度活動計画(案)
	2020年度 役員会報告	第3号議案	2021年度予算(案)
	2020年度 活動報告	第4号議案	熊本県看護連盟規約改正(案)
	2020年度 決算報告	第5号議案	選挙対策
	2020年度 監査報告	第6号議案	役員選出
15:00	総会閉会		

2021年度 熊本県看護連盟特別講演会プログラム

日時 2021年6月26日(土) 会場 ホテル熊本テルサ テルサホール

15:05	講演会開会 会長挨拶 講師紹介
15:10	講演開始 演題：「看護の未来を見据えて」 講師：たかがい恵美子 氏 参議院議員 自由民主党 政務調査会副会長
16:30	閉会

感染対策を講じて、最小限の参加者(支部役員・活動推進の連絡員等)の出席にて開催いたします。

2020年度九州ブロック看護連盟会長・副会長・幹事長・支部長 ブロック別戦略会議

日時：令和2年12月10日(木) 12:00～14:30

場所：オリエンタルホテル福岡およびzoom会議の併用

目的：健全な選挙活動を確実に実施するため、ブロック単位で諸問題を検討し実践的かつ効果的な活動戦略を立案・展開する。

内容：「第26回参議院選挙に向けての選挙戦略について」～会員確保について～

出席者：ブロック(会場集合42名)福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県(6名)・沖縄県・大分県(オンライン20名)宮崎県・鹿児島県

「会員数の確保に向けて」というテーマで、前愛知県看護連盟会長(現顧問)杉本明子氏の講演があった。

看護連盟に20年間関わり、3期9年会長を務められ、災害時の連盟活動内容等を密に多くの人に知らせる、データをもつて施設訪問をすることが大事。「連盟活動は楽しくやりましょう」との言葉が印象的。

また、九州ブロック支部長代表として、県北1支部長 税田葉子氏が「会員確保への取組」について報告した。2009年松原氏の選挙の時から幹事を、県北3支部の支部長、支部再編により、現在、県北1の支部長として通算4期目である。

支部活動は、部署連絡員の地道な活動が成果を出す。情報伝達はいつでもできる活動「伝え」「広める」ことを中断しない。候補者が高得票で当選するように、連盟会員に働きかける。目標は会員数の2倍の得票数である。また、新たな気持ちで政治活動と選挙活動をガンバろう！と力強く報告を終わった。

閉会挨拶では、九州ブロック副会長の長崎県久米会長が、「九州はひとつ」「看護は一つ」選挙に勝つ強い組織づくりへしっかりと頑張っていきましょう。と締めくくられた。(文責:工藤)

第1号議案 2021年度スローガン(案)

「届けよう看護の声を！私たちの未来へ」

第2号議案 2021年度 熊本県看護連盟活動計画(案)

重点方針：見える活動、行動する会員、確かな組織づくり

目的	目標	事業方針	活動	
政治力・政策実現力の強化	1.看護職国会議員の選出・支援	1) 4人の看護職国会議員活動を知る、知らせる。	①国政報告会や国会議員との意見交換会等 ②広報紙や活動報告リーフレット等により看護職国会議員の活動を周知	
		2) 第26回参議院議員選挙の準備を行う	①後援会活動を推進 ②候補者名の知名度を上げる	
		3) 衆議院看護職国会議員の確保	①岡山県看護連盟、京都府看護連盟の支援 ②衆議院選挙区の知人に看護職国会議員の活動を知らせる	
		4) 主権者意識を高め、選挙に関心を持ち行動する。	①コンプライアンスに基づいた活動(公職選挙法の遵守) ②各級選挙における期日前投票の推進	
	2.看護政策の実現	1) 看護連盟(日本・熊本)の政策実現力の強化	①日本看護連盟(本部)からの看護政策関連情報を会員知らせる ②ブロック別看護管理者等政策セミナーに参加	
		2) 現場の課題の把握と対応	①意識調査、研修会や現場(支部・施設)の声から課題を抽出 ②本部や看護職国会議員に情報提供 ③成果を会員に知らせる。 ④政策の活用状況を把握	
		3) 新型コロナウイルス感染対策に関する政策の推進	①現状把握、日本看護連盟や関係国会議員等に情報提供 ②県看護協会と連携、地方議会・地方行政へ要望活動 ③成果を会員に知らせ、必要に応じて、会員や看護職を支援	
	3.看護を理解する国会議員の確保と支援	1) 熊本県選出の国会議員との連携強化	①県選出の国会議員への看護問題に関する要望活動 ②県選出の国会議員の政策説明会等に参加し情報交換 ③衆議院選挙協力	
	4. 地方議会・地方行政への影響力の強化	1) Nursing・nowキャンペーン事業の一環として、地方議員の看護問題への理解を得る	①県議会議員と看護職との交流会を開催 ②地方議員の看護現場体験(COVID-19の状況により) ③地方議員が主催する行事や会合等に参加し意見交換	
		2) 地方議会・地方行政等への要望行動	①地方議会及び地方行政へ看護政策に関する要望活動 ②地方行政との情報交換	
		3) 動向に関心を持つ	①県議会等の傍聴、行政・議会だより等	
	5. 地方議員の擁立と支援	1) 地方議員候補者の発掘と人材育成を図る	①地方議員立候補者への支援 ②政治アカデミー修了者を有効活用し、議員を目指す人材育成 ③政治・政策に関する育成プログラムへの参加 ④地方議員の活動状況等を知り、興味を持つ人材育成	
	組織力の強化・拡大	1.看護連盟の活動強化及び周知徹底	1) 広報活動の充実と媒体を活用した支部・施設などでの広報活動	①機関紙「ひごつばき」の内容充実、連盟活動や議員の活動を紹介 ②看護連盟のホームページを活用した情報提供 ③看護職国会議員の活動報告(チラシ)やビデオメッセージ等を活用 ④看護職国会議員のLINE等のSNSの認知度を高める
			2) 自律した会員の育成と活発な情報交換	①看護管理者・看護教育者研修 ②支部役員・連絡員(リーダー)研修 ③若手・新入会員を対象とした基礎研修 ④支部・地域毎の研修を実施
			3) OB会の組織化・活性化	①退職した会員への情報提供 ②OB交流会の内容を検討し、参加者増
2.会員数の増加		1) 2021年度の増員目標数の設定	①増員目標数を400人とし、会員数7500以上 ②支部目標会員数を明示 ③看護協会会員の看護連盟入会率50%以上	

目的	目標	事業方針	活動
組織力の強化・拡大	2.会員数の増加	2)看護連盟入会・継続の促進	①継続入会の促進 ②新入職、中途採用者へ連盟の必要性を周知 ③産休・育休者に定期的情報提供を行い、入会継続の働きかけ ④看護管理者に情報提供や入会増への支援と協力を依頼
		3)学生会員の確保	①実習施設において看護学生に働きかけ学生会員の入会を促進 ②若手会員向けの研修参加を呼び掛け ③学生へ看護政策に関する情報提供
		4)交流会開催や様々な情報交換により、連盟に対する理解を得る	①看護教育に携わる看護職との交流 ②訪問看護や地域ケアに携わる看護職との交流 ③助産師会、精神科看護協会他看護職関係団体との交流
	3.支部組織活動の強化・促進	1)支部組織の強化	①本部及び熊本県看護連盟の活動、各支部の活動を共有 ②青年部幹事の活力を支部活動に活かす ③役割を発揮できる適正な数のリーダー(連絡員)を育成
		2)支部における研修の充実(各支部会員のモチベーションの強化)	①支部の施設・部署管理者交流 ②連絡員の活動へ看護管理者(施設・部署)の支援・協力を依頼 ③地域別・少人数の研修会を開催し連盟活動の周知 ④基礎研修・ミニ研修を行い、一人ひとりの会員へ情報提供 ⑤Web会議システムやHP等の媒体を活用した研修開催
	4.若手会員の育成	1)青年部の活動を強化する。	①青年部代表が支部長会議に参加 ②支部の幹事として、基礎研修・会員研修・ミニ研修等の活動 ③看護政策(政治)に興味関心を持ち積極的に活動 ④関係団体等の青年部との交流促進
		2)青年部の活力を研修やポリナビワークショップに活かす。	①若手・新入会員研修の企画運営 ②熊本ポリナビワークショップを開催 ③支部会員研修、基礎研修に活用するVOD等の教材の作成
		3)全国・ブロックの青年部活動を強化する	①全国・九州ブロック青年部会議の情報を共有し活動に活かす
	5.看護協会と看護連盟の連携と協働	1)熊本県看護協会との連携と協働	①県看護協会と協議し要望書作成、行政・議会等へ働きかける
			②看護協会と協力して、Nursing・nowキャンペーン事業を推進 ③日本看護連盟・看護職国会議員からの情報共有 ④看護協会・看護連盟の県役員・支部役員の交流会、情報共有 ⑤看護協会と合同研修会を開催、連盟活動賛同者を増
	6.熊本県看護連盟の適正な運営	1)県看護連盟規約・細則の見直し	①現状に応じた規約・細則等を見直しを行い、総会へ提案
		2)熊本県看護連盟規約等に基づいた効率的な運営	①規約等に基づく、効果的・効率的な運営 ②会議・研修等の報告書等を適切に管理
		3)財政の健全化と適正化	①財政の確保と効果的な活用
	7.ブロック協議会の活動強化・促進	1)ブロック協議会の活性化	①九州ブロック看護管理者等政策セミナーへ参加 ②九州ブロックの連携強化を図る
8.その他の組織との連携・協働	1)看護職以外の関係団体との交流促進	①医療・福祉系等団体(栄養士・保育士・介護職等)との交流・連携 ②支援団体、支援企業との交流	
会員の福祉の充実	1.災害への対応	1)災害発生地への支援	①日本看護連盟や熊本県看護協会等から情報収集、被災地の支援 ②県会員の被災状況を把握し、被災者に対して必要な支援。
		2)被災地の声を国会議員、連盟本部に伝える。	①国会議員・県議員、関係団体と連携、支援の協力を要請
	2.慶弔への対応	1)看護連盟規約に基づく対応	①名誉会員・表彰者への対応 ②物故者への弔慰の対応 ③叙勲等受章者への対応
3.諸問題への対応	1)会員の安全の保証	①コンプライアンスに基づく政治活動、選挙運動の教育・指導を徹底 ②諸般の疑問・問題には、専門家と相談し速やかに解決	

第3号議案 2021年度 予算(案)

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

(収入の部)

(単位:円)

項 目	2021年度予算額	備 考
I 会 費	18,000,000	正会員7,200名×2500円
II 交 付 金	15,500,000	本部交付金、研修助成金
III 研 修 会 費	0	県主催研修会参加費
IV 預 金 利 子	500	
V 広 告 料	100,000	広報紙ひごつばき
VI 寄 附 金	0	
VII 雑 収 入	5,000	
前 年 度 繰 越 金	27,152,877	
総 計	60,758,377	

(支出の部)

項 目	2021年度予算額	備 考
I 会 議 諸 費	4,350,000	
総 会 費	1,500,000	通常総会経費
支 部 長 合 同 会 費	1,500,000	月1回開催
役 員 会 費	350,000	適時開催
委 員 会 費	1,000,000	広報委員会、青年部会、規約改正検討委員会
II 事 業 費	26,000,000	
組 織 対 策 費	14,000,000	本部主催会議・総会等出張費
教 育 費	3,000,000	研修費
渉 外 費	500,000	慶弔費
機 関 紙 発 行 費	2,000,000	ひごつばき発行費
支 部 交 付 金	6,500,000	支部組織対策費・研修費等
III 運 営 維 持 費	26,400,000	
人 件 費	18,000,000	会長・職員・パート給与、社会保険事業主負担
光 熱 水 費	400,000	電気、水道料
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,000,000	備品、事務用品等
事 務 所 費	6,000,000	事務所借料、通信費、印刷費等
事 務 所 設 置 準 備 資 金	1,000,000	事務所等災害対応の備えとして別途積立
IV 予 備 費	4,008,377	
総 計	60,758,377	

第4号議案 熊本県看護連盟規約一部改正(案)

改正の要旨:規約について、現状に合うよう規約を見直したので、下記のとおり一部改正(案)を提案する。なお、下線表示が改正箇所である。紙面の都合により条項の番号のみ変更は、未掲載。

《現行》	新規約(改正案)
第2章 会 員 (種 別)	第2章 会 員 (種 別)
5 学生会員は、看護師又は准看護師の資格を得るために就学している看護学生で県連盟の趣旨に賛同する者。	5 学生会員は、 <u>保健師、助産師、看護師</u> 又は准看護師の資格を得るために就学している <u>学生</u> で県連盟の趣旨に賛同する者。
(入 会)	(入 会)
第6条 正会員・特別会員・学生会員として入会しようとする者は、日本看護連盟会長が別に定める入会申込書により県連盟会長に申し込まなければならない。	第6条 正会員、特別会員、学生会員として入会しようとする者は、日本看護連盟会長が別に定める入会申込書により県連盟会長に申し込むこととする。 <u>この手続きによって、日本看護連盟にも同時に登録される。</u>

(会費) 3 看護学生の会費は無料とする。	(会費) 第7条 3 <u>学生会員</u> の会費は無料とする。
(除名)	(除名) 第9条 (3) <u>その他正当な事由があるとき。</u>
第3章 役員・委員 (役員) 第11条 役員は県連盟の正会員の中から選ぶ。 第12条 県連盟に次の委員をおく。 (1) 広報委員 若干名 第13条 広報委員は県連盟役員会において正会員の中から選出し、会長が任命する。	第3章 役員 (役員) 第11条 役員は県連盟の正会員の中から <u>選任する</u> 。 * 委員については細則に移行する。よって、第12条、第13条は、削除する。
(任期) 第14条 県連盟役員(監事を除く)の任期は3年を1期とし、選任された通常総会終了の翌月1日から始まり3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし同一職に引き続き就任する場合は、9年目の通常総会の終了月末日を越えて就任することはできない。 2 監事の任期は3年を1期とし、選任された通常総会終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし同一職に引き続き就任する場合は6年目の通常総会終了月末日を越えて就任することはできない。 3 総会において選出された役員で欠員を生じた場合は役員会で選出する。この場合の任期は残任期間とする。	(任期) 第12条 県連盟役員(監事を除く)の任期は3年をI期とし、選任された通常総会終了の翌月1日から始まり3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし、同一職に引き続き就任する場合は、 <u>Ⅲ期を超えて就任することはできない</u> 。 2 監事の任期は3年をI期とし、選任された通常総会終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし、 <u>Ⅱ期を超えて就任することはできない</u> 。 3 総会において選出された役員で欠員を生じた場合は役員会で選出する。この場合の任期は <u>次の総会までとし、総会で改めて選出する</u> 。
(職務) 5 幹事は、次の業務を分担し処理する。 (1)組織に関すること (2)政策に関すること (3)広報に関すること (4)支部に関すること	(職務) 5 <u>役員</u> は、次の業務を分担し処理する。 (1)~(4)同じ (5) <u>教育に関すること</u> (6) <u>青年部に関すること</u>
(報酬) 2 役員には費用を弁償することができる。	(報酬) 第15条 2 <u>役員、顧問には、職務を執行するために要する費用を弁償することができる</u> 。
第4章 総会	第4章 総会
(機能) 第20条 総会は県連盟の運営に関する事項を議決する。次の事項は総会の議を経なければならない。 (1)規約改正に関する事項 (2)決算に関する事項 (3)予算に関する事項 (4)役員を選任に関する事項 (5)役員会で総会の議決を要すると定めた事項 (6)その他必要事項	(機能) 第18条 総会は、次に掲げる事項を議決する。 (1)規約改正に関する事項 (2)活動報告、活動計画に関する事項 (3)予算、決算に関する事項 (4)役員を選任に関する事項 (5)会員(賛助会員を除く)の会費の額に関する事項 (6)会員の除名に関する事項 (7)本会の解散及び残余財産の処分に関する事項 (8)総会の議長団の承認に関する事項 (9)その他、役員会で総会の議決を要すると定めた事項
(開催) 第21条 通常総会は毎年1回会長が招集する。	(開催) 第19条 通常総会は毎年1回開催する。ただし、 <u>災害などの非常事態が発生し、総会の開催が困難な場合は、役員会において総会の開催方法を決定する</u> 。
(招集) 第22条 通常総会の招集および会議の日時、場所、目的及び審議事項を20日前までに公表し会員に通知する。	(招集) 第20条 <u>総会は、会長が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を30日前までに公表し会員に通知する</u> 。

(招 集) 第22条 通常総会の招集および会議の日時、場所、目的及び審議事項を20日前までに公表し会員に通知する。	(招 集) 第20条 <u>総会は、会長が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を30日前までに公表し会員に通知する。</u>
(定足数) 第24条 総会は役員2分の1以上及び正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。	(定足数) 第22条 総会は、役員2分の1以上及び正会員・特別会員の2分の1以上 <u>(委任状を含む)</u> の出席をもって成立する。
	(議事録)※新規 第24条 総会の議事録は、書面記録で作成し保存する。 2 議事録には、議長2人及び選任された議事録署名2人が、記名押印をしなければならない。
(代議員) 第5章 役員会・支部長会・委員会	別章【第9章 日本看護連盟代議員】に定める 第5章 役員会・支部長会・委員会
(役員会) 3 役員会は役員の半数以上の出席がなければ成立しない。	(役員会) 第25条 3 役員会は役員の <u>2分の1</u> 以上の出席がなければ成立しない。
(支部長会) 2 支部長会は構成員の半数以上の出席がなければ成立しない。 3 支部長会における議決は、出席役員、支部長の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。	(支部長会) 第26条 2 支部長会は構成員の <u>2分の1</u> 以上の出席がなければ成立しない。支部長が出席出来ない場合は、支部幹事長、支部幹事が代理出席できる。代理出席者には、議決権がある。 3 支部長会における議決は、出席役員、支部長 <u>(代理出席者を含む)</u> の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。 4 青年部の代表者は、支部長会にオブザーバーとして出席し活動状況の報告を行うことができる。
(広報委員会) 第29条 広報委員会は、委員若干名と幹事で構成し、委員長を互選する。 2 広報委員会は、県連盟機関誌の企画・取材・編集を主とするとともに各種広報活動に携わる。 3 委員会は必要に応じ委員長が招集し議長となる。 4 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。 5 幹事は、広報委員会活動を支援・統括する。	(委員会) 第27条 県連盟は、役員会の決議により必要に応じて委員会を置くことができる。 2 委員会の委員は、役員会で選任する。 3 委員会に関する必要事項は別に定める。 4 <u>委員会の委員長は、構成員の互選による。</u> * 委員会の詳細(左記第29条)については細則に移行
第7章 支 部 (規 約) 第32条 支部規約は支部において定め、 <u>県連盟役員会および日本看護連盟役員会の承認を受けなければならない。</u>	第7章 支 部 (規 約) 第30条 支部規約は支部において定め、 <u>県連盟役員会の承認を受けなければならない。</u>
第4章 総 会 (代議員) 第26条 代議員は、毎年正会員・特別会員の中からこれを選出する。 2 代議員は総会に出席し、議決権を行使する。 3 代議員は毎年2月20日までに会費を前納した正会員および特別会員400名につき1名、端数200名を超えるときは1名の割合をもってこれを定める。 4 総会に出席できない代議員がある場合には、県連盟会長はこれを委嘱補充することができる。	第9章 日本看護連盟代議員 (代議員) 第33条 代議員は、毎年正会員、特別会員の中からこれを選出する。 2 代議員は毎年2月20日までに会費を前納した正会員および特別会員400名につき1名、端数200名を超えるときは1名の割合をもってこれを定める。 3 代議員は日本看護連盟総会に出席し、議決権を行使する。 4 総会に出席できない代議員がある場合には、県連盟会長はこれを委嘱補充することができる。
	(代議員会) 第34条 代議員会は、熊本県看護連盟会長が招集し、看護連盟通常総会開催前に開催することができる。

2021年度熊本県看護連盟役員・支部役員研修会

開催日 2021年4月11日(日) **場所** ホテル熊本テルサ テルサホール

10:00~11:00 **講義** 「支部における基礎研修・ミニ研修の進め方」

講師 熊本県看護連盟 県南1支部長・青年部アドバイザー 田中 裕貴氏

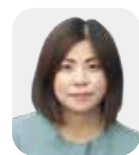


会場は1テーブル1席と感染対策を実施し、68名の看護職員が参加された。

田中氏からは研修を進めるにあたり、「意識していること」「ターゲットは誰か」「私もそちら側の人間です」「会費の考え方 給料の考え方」「講演する時期」「看護連盟と国会議員は何をしているの?」の6つの内容からあった。研修に参加する人は、知っていることを話されても興味を示さない一方で実体験とリアルを話すことで共感と納得を生むことになると話された。また、ターゲットが20・30代の若手であればスマホを活用し挙手は禁忌とする。40・50代のベテランであれば、今後の看護界や現場レベルでの苦勞と制度について話した方が共感を得やすいと話された。会費の考え方については、年会費7500円は高いと考える人がいる、私自身も20代の時、病院より看護協会費及び連盟費の徴取があった際、訳も分からず払っていた記憶がある。しかし、看護師として職業を確立するためには看護連盟の活動は必須であり、自分の代弁者を誰かに連盟活動してもらうという考え方、連盟会費は生命保険と同じ考え方と話され、すごく共感した。国会議員は何をしているのかについては、YouTube動画を活用し動画で伝える。言葉だけの内容では記憶に残らない、しかし、動画という媒体で伝えることで人の記憶に残ることになると思った。これからも多くの連盟会員に向けて発信してもらいたいと思った。

文責

広報委員
守田 美紀



11:20~12:30 **国政報告** 「これまでの取り組みと今後」

講師 参議院議員 たかがい 恵美子 氏



たかがい氏の国政報告を実際に聴きとても頼もしく感じました。すぐに対応しなければならぬ時は今までのスキルを活かして臨機応変に対応する。そして目の前のことばかりではなく、長期的展望を見据え対策を立て実施されているということがヒシヒシと伝わってきました。感染制御のための広域人材派遣では、厚労省、総務省、文科省、経産省など関係省庁で協力しあうことが必要であり、現在勉強会の立ち上げ等に取り組んでいると言われ

ていました。また看護師の処遇についても言及されました。一時金ではなく、看護師の基本給の引き上げに力を入れていくとのこと。看護師の給料は夜勤手当や休日手当を入れても全産業平均の8割程度だそうです。基本給を引き上げることにより新人看護師の確保や潜在看護師の就業に繋がり人材確保も充実してくると思います。働きやすい環境にするためにも私たち一人一人の応援が必要なのだと痛感しました。

文責

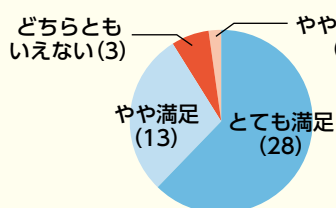
広報委員
貞松由紀江



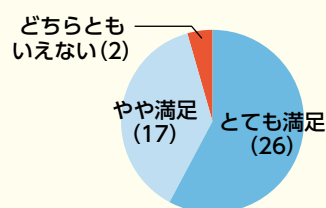
「2021年度熊本県看護連盟役員・支部役員研修会」アンケート結果

参加者:68名 電子アンケート回答者:45名(回答率66.1%)

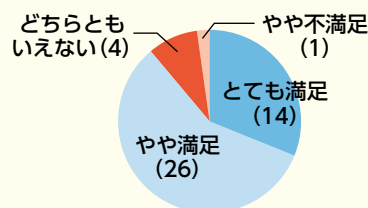
●基礎研修・ミニ研修の進め方について



●たかがい議員の国政報告について



●研修企画・運営について



たかがい恵美子 議員と語る会

日時 令和3年4月11日(日) 13:00~14:30

会場 ホテル熊本テルサ「たい樹」

参加者 助産師会、栄養士会、医療法人会栄養士部会、看護連盟会員計21名



たかがい議員の来熊が叶い、午前の研修会に引き続き、「語る会」を急遽、企画しました。

主な意見

地域助産師：地域を支える助産師の偏在が著明で、産後ケアの人材不足がある。

産後入院期間が短く、退院直後から育児やおっぱいの不安など出やすい。支援の対象は限られ、問題が表在化していない人や里帰り出産は対象にならない。未成年者の出産には助産師が訪問している

が、複数回の支援が必要。産後ケアがクローズアップされてきたが、このような状況下では少子化は改善されていかない。育児支援に対する予算1人年間1,500円では少ない。複数回の支援年間1万円/人×出生数の予算が必要と考える。

栄養士：病棟管理栄養士の人員配置基準を現状の100床に1名を増員してほしい。嚥下食の対応が増加している。調理師の負担と誤嚥性肺炎予防の観点から、嚥下食を特別加算として検討してほしい。在宅訪問も増えており、算定をして欲しい。仕事に対して給与が反映されていない。

栄養士の仕事は、乳幼児期から高齢者まで関わる大切な仕事である。特に、子供たちの食育、食事の大切さを知ってほしい。

学校看護職：看護学生の実習がコロナ禍で難しい。ワクチン接種も進まない中、実習受け入れが難しい状況で代替え措置が必要。

看護職：コロナ禍、現場では自分たちの「自由」を制限し、非日常的な生活を送っている。一時的な慰労金も感謝するが基本給のアップを望む。

といった意見が出ました。



たかがい恵美子議員：それぞれの意見を熱心に聴かれ、次のようなコメントや提案をされた。

2015年産前産後ケアのモデル事業が10数か所でスタートしている。それが好評なので地域包括支援センターのように、次世代包括センターのようなものを考えてもいいのではないかと。行政にモデル事業を提案していくという方法もある。ぜひ、やってみてはどうか。

成人年齢が2022年4月から、18歳に統一される。年間90万件弱の出生がある中で、10代のお産が年間約1万件、15歳以下が50

件ほどある。現在、女子は16歳結婚が可能であるが、法制定により、18歳婚姻となると非嫡出子の子どもという扱いをされ、ひずみがでてくる。養子縁組の仕組みも日本にはなく、お母さんと赤ちゃんを守るため、社会全体で生命を大切にす法整備が必要である。

学校には栄養教諭が配置されているが、全校に配置されているわけではない。複数配置をしていきたい。給食がなくならないようにしていく。文科省のホームページに栄養士のPR動画が流れており、かなり視聴されている。また、離乳食は日本独自の取り組みであるが大切にしていきたい。

実習、特に、助産師実習生が大変な状況、見学、遠隔など工夫していく。今年度も実習を補う対応を検討した。正式な通知が行く予定、現場でも強化していく。

看護職の給与を含めた処遇に関しては、比較対象を考慮して、説得力のある対策を練りたい。

アンケートには、「看護師、助産師、栄養士を入れた会ができて、各団体の問題・課題を知ることができた。」「産後ケア、切れ目のない支援は、少子化対策として重要である。」「直接、議員から政策について話を聴くことができよかった」「ホームページも確認しようと思う」「また、開催してほしい」という意見がありました。

感染対策を取り、少人数での開催で、短い時間ではありましたが有意義な会でした。



感染拡大防止へのご協力を

県北1支部

看護連盟会員が街角でお願い

コロナ収束を願い車の往来が激しい現場で頭を下げて、安全対策を伝えている県議とナースがいます。天気に関わらず、就業前後の早朝・夕刻1時間ずつ場所を変えて毎日活動をされています。

手洗い

マスク着用

密をさける



〈玉名高瀬大橋際〉



玉名選出県会議員
坂梨剛昭氏



看護連盟会員
訪問看護ステーション「こころ」
高木昌彦氏

看護職への支援の品

体と心の健康増進



(有)柏崎青果様(青森県)より黒にんにくをいただきました。

新型コロナウイルス感染症に関連して人権侵害を受けた場合は、下記の窓口で相談できます。

熊本県人権センター(人権相談)

相談専用電話 096-384-5822

受付時間 9時から12時まで／13時から16時まで
(土曜・日曜・祝日を除く)

【URL】<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/57/50585.html>



真珠の命である「てり」にこだわって30年。万全のアフターサービスとワンランク上の真珠を提供し続けてきました。あこや真珠ネックレスはもちろん、普段身につけられるカジュアルなものまで多数取り揃えております。

お任せ下さい!

夢100%...心の栄養分
暮らしのコーディネート



〒862-0920 熊本市区月出8丁目3-52

0120-32-2020

取扱品目

- 羽毛ふとん
- ムートンカーペット
- 真珠製品



2021年度の入会を受付けています。
 早期の入会の手続きをよろしくお願い致します。
 熊本県看護連盟事務局より

ベッドサイドからの声を国政に反映しましょう!

熊本県看護連盟の
 目標会員は **7,500人**です!

年会費

日本看護連盟会費 5,000円
 熊本県看護連盟会費 2,500円 **合計 7,500円**



看護連盟会員入会状況

	H30年度	2019年度	2020年度	2021年度(5月6日現在)
看護協会(人)	15,723	15,866	15,880	14,548
看護連盟(人)	7,331	7,143	7,262	6,934
協会員比率(%)	46.6%	45.0%	45.7%	47.7%

編集後記

熊本震災から5年が経ちました。徐々に復興を感じる中、新型コロナウイルス感染症が発生し、看護職の現場は厳しく、長期にわたる対応と不安を抱え、疲弊しているのが現状であると思います。看護の環境をよりよくし、社会にもっと貢献できるように、現場の声を政治にあげることが重要です。会員のみなさまと共に未来へつなげて参りましょう。

- 広報委員
 市村 栄子 貞松由紀 江守田 美紀 田尻 きみ
- 担当役員
 岩城まつ子 村上 元子

東洋羽毛 睡眠セミナー 無料サービスのご案内

よく眠った人には、かなわない。

＊— 今よりもぐっすり、幸せな毎日のためのヒントがきっと得られるはずですよ —＊

睡眠セミナー講師を無料で派遣いたします。

東洋羽毛では「睡眠健康指導士」の資格を有した社員が講師を務める充実したセミナーをご用意しています。正しい情報を得て睡眠習慣を見直し、イキイキと健康的な毎日を歩むお手伝いをさせていただければ幸いです。

《テーマ例》

- ★ 睡眠習慣を整え、キラキラ輝く私に
- ★ よく眠れる、眠りのお話!?
- ★ よりよく眠る為のヒント 睡眠6カ条
- ★ 眠る門には福来る!
- ★ 体内時計を整えてよりよく眠る方法
- ★ 早起き・早寝・朝ごはんはんでいい事いっぱい

東洋羽毛九州販売株式会社熊本営業所
 〒862-0913 熊本市東区尾ノ上1丁目7番3号 フリーコール 0120-382808

発行所／熊本県看護連盟
 〒862-0950 熊本市中央区水前寺1丁目29番1号 ナビオ水前寺101号
 TEL (096)383-0023 FAX (096)383-0163
 E-mail office.kumamoto@kango-renmei.gr.jp
 HP <http://knf043.sakura.ne.jp/>

発行責任者
 矢野メリ子